

# 承認用図書及び承認用見本の

## 作成並びに提出要領

### 1. 適用範囲

この要領は契約相手方が契約担当官等の承認を受けるため提出する承認用図書又は承認用見本の作成並びに提出について必要な事項を定める。

この要領の規定が仕様書の要求事項と異なるときは、仕様書に定めるところによる。

### 2. 引用する規格

この要領には次の規格を引用する。

J I S P 0 1 3 8 紙加工仕上寸法

J I S P 8 3 1 0 製図総則

### 3. 承認用図書及び承認用見本作成の基準

#### 3. 1. 定義及び区分

##### 3. 1. 1. 定義

承認用図書又は承認用見本とは、契約相手方が仕様書に基づいて作成した契約物品等の製作に必要な図書（図面、文書、写真等を含む。以下同じ）又は、見本（模型を含む。）であって、契約担当官等の承認を受けるため提出したものをいう。

承認図書又は承認見本とは、所定の手続を経て契約担当官等の承認を受けた承認用図書又は承認用見本をいう。

##### 3. 1. 2. 区分

承認用図書、承認用見本、承認図書及び承認見本について特に仕様書で代替品の使用について規定されているものは、これらの名称に“代替品”を冠し又既に承認済のものの変更に関するものは、“変更”を冠して一般のものとして区分するものとする。

### 3. 2. 承認用図書及び承認用見本の体裁

承認用図書は、表紙、承認願書、目次及び図書よりなるものとする。

ただし承認用見本には承認願書のみを添付するものとする。

文字は左横書とする。

#### 3. 2. 1. 表紙

承認用図書の表紙の大きさは J I S P 0 1 3 8 A 列 4 判とし、背表紙を有する左とじ(1)ファイルを用いる。

表紙には表題とし“承認用図書”と記載し以下次の事項をその記載順に表記する。

- (1) 品名（契約名とする。）
- (2) 提出番号（No.1 より追番号とする。）
- (3) 契約番号
- (4) 契約業者名及び連絡先電話番号

代替品又は変更の承認用図書を提出する場合の上記表題は“代替品承認用図書”又は“変更承認用図書”と朱書きする。

注(1) ファイルの品質は任意とする。

#### 3. 2. 2. 承認願書

承認用図書のとじ込みの冒頭に承認願書を添付する。承認願書の大きさは J I S P 0 1 3 8 A 列 4 判（別紙）とする。

承認用見本並びに代替品又は変更の承認願書の作成要領は承認用図書に準ずる。

#### 3. 2. 3. 目次

承認用図書には目次を添付する。目次の大きさは、承認願書の大きさに準ずる。目次にはとじ込み図面の全部について次の事項を表示する。

- (1) 葉番号
- (2) 図面の表題
- (3) 図面番号又は符号（製作者のもの）
- (4) その他の記事（備考）

#### 3. 2. 4. 図面（文書を含まず、以下 3.2.4.から 3.3.1.まで同じ。）

図面は青図又は陽画とし、その大きさは J I S P 0 1 3 8 A 列を標準とする。

### 3. 2. 5. 提出番号

同一品の承認用図書は一冊にまとめて提出することを原則とする。止む得ず数回に分割して提出する場合でも審査、検討上相互に関連のあるものは、同時に提出しなければならない。

この場合には承認用図書の所定の個所に提出順にNo. 1、No. 2等の追番号による提出番号を記載して照合に便ならしめるものとする。なお、代替品承認用図書又は変更承認用図書に提出する場合の提出番号は上記と一連の番号を用いるものとする。

### 3. 3. 図面の内容

図面の製図要領は、J I S P 8 3 1 0によるものとし、寸法、許容差、材質、数量、重量、仕上程度、加工方法、電気的性能又は機械的性能について明示する必要がある場合には、これらを図面中に記入する。

#### 3. 3. 1. 種類

承認用図書に用いる図面は、その物品の計画又は製作を行う基礎となる図面で、つぎの種類のうち仕様書の要求に該当するものを作成するものとする。

- (1) 組立図 全部の組立を示す図
- (2) 部分組立図 一部の組立を示す図
- (3) 部品図 部分の詳細を示す図
- (4) 詳細図 局部の詳細を示す図
- (5) 工程図 製造工程を示す系統図
- (6) 結線図 電気回路の接続を示す図
- (7) 電線図 電線の配置を示す図
- (8) 配管図 管の配置を示す図
- (9) 系統図 配管などの系統を示す図
- (10) 基礎図 基礎を示す図
- (11) 据付図 ボイラー機械などの据付関係を示す図
- (12) 配置図 多数の機械などの据付位置を示す図
- (13) 装置図 装置を示す図

- (14) 外形図 外形のみを示す図
- (15) 構造線図 機械、建造物などの骨格を示す図
- (16) 曲面線図 船体、自動車の車体など複雑な曲線を表す線図

### 3. 3. 2. 組立図の部品欄

組立図は J I S Z 8 3 1 0 付図 1 の例図に準じ部品欄を設ける。

部品欄には、つぎの事項のうち必要なものを表記する。

- (1) 組立部品の図面番号又は符号
- (2) 部品名
- (3) 仕様書に指定する部品整理番号
- (4) 材質、仕上程度、加工方法、電氣的又は機械的性能
- (5) 1 組の個数
- (6) 1 個の重量
- (7) 1 組の重量

ただし、3. 3. 3. の部品表を提出し、これと重複する場合には記載を省略してもよい。組立図に記載することが困難な場合には部品欄を別表として提出してもよい。

### 3. 3. 3. 部品表及び部品図

#### 3. 3. 3. 1. 部品表

部品表は一般には 3.3.2.組立図の部品欄に準じて作成する。

#### 3. 3. 3. 2. 部品図

部品が J I S、N D S 等により規格品であって品質特性が確定している場合には、その部品図の提出を要しないが、上記の規格品であっても品質特性に不確定なもののある場合及び部品が公認の規格によらない場合には、部品図を提出して承認を受けなければならない。

### 3. 3. 4. 付属品等の図面の提出

仕様書に単に承認用図書の提出を求めている場合でその物品に付属品、銘板又は収納箱を含むときは、本体の作成要領に準じてこれらの承認用図書を提出し、承認を受けなければならない。

## 4. 承認用図書及び承認用見本の提出

### 4. 1. 提出先及び提出数量

契約相手方は、3.に定める作成基準によって作成した承認用図書又は承認用見

本を契約担当官等に仕様書に定める数量を提出するものとするが、仕様書に定めのない場合は契約担当官等と協議して決定しなければならない。

#### 4. 2. 代替品の承認

契約相手方は、物品の品質特性等を仕様書の要求以上に改善し又は物品の品質特性等を仕様書の要求と同様以上に保持しつつ代替の部品、材料若しくは寸法等を使用することができる旨仕様書に規定してある場合で代替品を用いようとするときは、代替品承認用図書又は代替品承認用見本を提出し、承認を受けなければならない。

#### 4. 3. 承認用図書又は承認用見本の差替え、追加若しくは訂正

契約相手方は、契約担当官等の指示に基づき又はその許可を得て自発的に、提出中の承認用図書又は承認用見本を差替え、追加若しくは訂正することができる。

差替え、追加若しくは訂正は、提出した承認用図書又は承認用見本の全部数について行うものとする。

差替え又は追加する図書の適当な個所若しくは訂正画面の訂正部位及び目次には、その理由及びその日付に注意し契約相手方が認印しなければならない。

#### 4. 4. 承認図書及び承認見本の変更

承認図書又は承認見本の返付を受けたのち、契約相手方において承認済事項の変更の必要を生じた場合は、3に準じ変更承認用図書又は変更承認用見本を作成し、契約担当官等に提出して承認を受けなければならない。この場合には、変更しようとする個所につき変更の理由を付し、すでに承認を得た当該個所との関連を適当な方法をもって明示しなければならない。

### 5. 注意事項

#### 5. 1. 仕様書の不確定事項について

仕様書に“標準参考図”を用いている場合又は“―――を標準とする、―――を基準とする、約―――とする”等と記載されている場合には、承認用図書又は承認用見本を提出して承認を受けることによって、これらの不確定事項が確定する。したがって仕様書にこれらの表題が用いてあって承認用図書又は承認用見本につき承認を要する旨の記載がない場合でも、将来において疑義又は紛争の発生を避けるため、承認用図書又は承認用見本を提出して承認を受けた後、製作に着手すること。

#### 5. 2. 仕様書の確定事項について

仕様書に“-----のとおりとする、-----による又は-----とする”等の確定的の表現を用いている場合には別に代替品の使用を認める旨規定されているときの他、仕様書の要求事項に合致しない事項については承認を受けることはできない。

誤って仕様書の確定事項につき、これを変更して承認を受けた場合には無効とする。

#### 5. 3. 引用する規格

承認用図書に引用する規格は、特に指示のあった場合の他、契約締結の当日有効のものでなければならない。

J I S の制定されているものについては、J E S 及び廃止となった J I S 等の引用は認めない。

#### 5. 4. 略字又は符号の使用

承認用図書に品質特性を表示する場合に用いる略字又は符号は契約書、仕様書、J I S、N D S 等で公認のもの以外は用いないことを原則とする。

社内規格品で定めたものをやむを得ず使用する場合は、そのものの説明をしなければならない。

#### 5. 5. その他

この要領により難しいときは契約担当官等に申請したうえ、その承認を受け変更することができる。

別紙

## 承認願書

年 月 日

契約担当官等

殿

住所  
会社名  
代表者名

下記契約に係る部を提出しますので、ご承認願います。

### 記

- 品名
- 数量
- 契約番号 第 号
- 契約年月日 年 月 日
- 契約金額 ¥
- 納期 年 月 日

連絡先：会社名  
担当部署  
担当者  
電話番号